

子どもフェスティバル補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもフェスティバル補助金（以下「補助金」という。）について鳥取市の補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下規則という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、スポーツや遊びを通して、子どもたちがすこやかに育っていくことを目的として行われる子どもフェスティバルを実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって子どもの健全育成と福祉増進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、鳥取市子ども会連合会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子どもフェスティバルの運営に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（負担金等の特定財源を除く。）に10/10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲以内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、事業計画及び収支予算書を添付し、事業開始前までに行われなければならない。

(交付時期)

第7条 本補助金の交付は、子どもフェスティバルの運営が円滑に行われるよう、毎年10月31日までに交付する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付された翌年度の3月31日までに提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。